検索システムのご利用方法

(中) 健康保険組合連合会

特定健診等実施機関検索システム

特定健診等実施機関検索システムにようこそ

【システムの利用にあたって】

- ◆ 本システムでは、集合契約(※)に参加している健診機関を検索することができます。※集合契約とは・・・健保連等が健診団体等と契約し、健保組合の加入者が全国各地の健診機関で特定健診・特定保健指導を受診できる仕組みです。
- ◆ 本契約に参加する施設で特定健診・保健指導を受けるにあたっては、健保組合の加入者でかって、ご加入の健保組合が集合契約に参加している必要があります。
- ⇒ システムの利用にあたっては、ご加入の健保組合名と保険者番号が必要です。お手元に「受診券」(「利用券」)あるいは「保険証」を用意して、バスワード入力画面にお進みください。
- 単年度ごとの契約のため、年度当初には一部の都道府県の情報しか掲載できない場合があります。情報が入り次第、随時更新していきます。
- 集合契約の参加の有無や特定健診・特定保健指導の内容については、ご加入の健保組合へお問い合わせください。

【集合契約施設の利用にあたって】

- 特定健診(特定保健指導)を受ける際は、必ず、事前に健診機関にお問い合わせのうえ予終をおとりください。 ※緒股の事情により、予約を断られることがあります。その場合は他の施設を探していただくか、ご加入の健保組合にご相談ください。
- 利用の際は、ご自身が加入している健保組合が発行する「受診券(利用券)」と「保険証」が必要です。当日、必ず持参し、窓口にご提示ください。
- 集合契約は特定健診や特定保健指導を対象とした契約です。**集合契約の「受診券」で、他の 健診(生活習慣病健診や人間ドックなど)を受けることはできませんのでご注意ください。**特定健診以外の検査項目を受けたい場合は、別途、ご自身が加入している健保組合にお問い合わせください。

パスワード入力画面

<u>ブラウザはMicrosoft Edge、Google Chromeをご利用ください。</u>



TOPへ戻ります

戻る

組合名(全角アルファベット): JSR

※ジェイエスアールではログインできませんので ご注意ください。

保険者番号(半角数字):健康保険証により確認

R組合名と保険者番号を入力して下 正確に入力してください)

健康保険組合

」→× に置き換えてご入力ください。

T06123456J (例)165~

こ加入の健康保険組合名: JSR 保険者番号: (半角数字8桁)

(受診券の例)





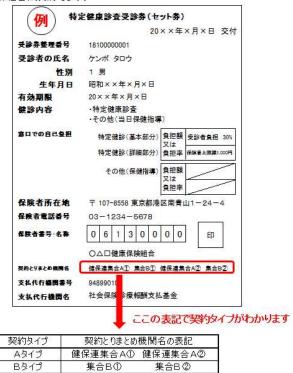
ここに保険者番号(8桁)と組合名が記載されています

検索画面に入る



TOPへ戻ります 戻る

ご加入の健保組合によって、契約のタイプ(AB両方、Aのみ、Bのみ)が異なりますので、ご案内文書や、受診券などでご契約のご確認をお願いします。なお、ご確認やお問い合わせは、ご加入の健保組合にお願いします。



検索画面コーナーはこちらから

JSR健康保険組合ではAタイプ・Bタイプどちらも利用できます。